

議案第五〇号

専決処分事項の報告について

緊急執行を要した予算の繰越しについては、地方自治法第七十九條

第一項の規定により別紙専決処分書のとおり専決したので、同條第三項
の規定によつて報告し承認を求めらる。

昭和三十七年八月十一日提出

三朝町長 坂出 雅 巳

昭和三十七年八月十一日承認

三朝町議会議長

矢田秀雄



専決処分書

予算の繰越しについて

地方自治法第二百二十六条の二の規定にもとづき、昭和三十六年度三

朝町歳入歳出予算を昭和三十七年度に左記のとおり繰越しする。

記

款	項	目	予算繰越額	備考
④ 土 水	⑩ 昭和三十六年度土木小災 害復旧事業費	一 昭和三十六年度土木小災 害復旧事業費	一、四三、七〇〇円	
	現年度単独事業費	二 災害復旧事業費	二、二五五、二〇〇円	
⑤ 産業経済費	② 復旧事業費	二 事業促進費	四一、〇〇〇円	

右地方自治法第七十九條第一項の規定によつて専決処分する。

昭和三十七年三月三十一日

三朝町長

坂出 雅巳